

島労基発 0827 第 7 号  
令和 7 年 8 月 27 日

公益社団法人島根県トラック協会 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 殿

島根労働局労働基準部長

道路貨物運送業における「職場の緊急安全点検」の結果について

労働災害防止対策の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 7 月 24 日付けをもって要請させていただきご協力いただきました「道路貨物運送業における職場の緊急安全点検」について、その結果を別添のとおり取りまとめましたので、事業場における一層の安全衛生活動が図られるよう、傘下会員事業場に対して周知していただきますようお願いいたします。

# 職場の緊急安全点検の実施結果について

回答事業場数 212

1 安全衛生管理体制・安全衛生活動	いいえと回答した 事業者数
(1) 50人以上は安全管理者及び衛生管理者、10人以上50人未満は安全衛生推進者を選任し、職務がきちんと実施されていますか。	4 事業場
(2) 50人以上は安全衛生委員会の開催、50人未満は安全衛生に関する意見を聴く機会を設け、安全衛生活動に関する審議等を行っていますか。	18 事業場
(3) 安全衛生管理計画を策定し、計画に基づいた安全衛生活動を実施していますか。	23 事業場
(4) 雇入れ時教育又は作業内容変更時教育を実施していますか。	3 事業場
(5) 作業標準や作業マニュアルを定め、繰り返し教育を行い、その徹底ができていますか。	11 事業場
(6) フォークリフトやクレーンを用いた作業等を行わせる者に対し、必要な資格取得や教育を実施していますか。	0 事業場
2 荷役作業	
(1) 墜落・転落の危険のある場所で作業を行わせる場合、墜落時保護用の保護帽を着用させていますか。	0 事業場
(2) 雨天時等滑りやすい場所で作業を行う場合、耐滑性のある靴を使用させていますか。	7 事業場
(3) 中腰の作業姿勢など、腰部に負担がかかる作業方法を避けるための対策を講じていますか。	15 事業場
(4) フォークリフトやクレーンを用いた作業を行わせる場合、転倒や接触による災害を防止する措置を実施していますか。	3 事業場

## 1 安全衛生管理体制・安全衛生活動

### (1) 結果

法令上の資格の取得や雇入れ時、作業内容変更時の教育については概ね実施ができている一方で、安全衛生管理計画に基づく安全衛生活動や労働者への安全衛生に関する意見の聞き取り、作業マニュアルの策定や繰り返し教育について問題が認められる事業場が一定数ありました。

### (2) 解説

安全衛生管理活動は、安全衛生管理体制を整備し安全衛生管理計画に基づき、P(計画)D(実行)C(評価)A(改善)サイクルにより実施することが肝要です。

個別の作業については、作業マニュアルを作成し、作業マニュアルに基づく作業が定着するよう継続的な教育を行うことが重要となってきます。

各種活動は、トップダウンとボトムアップにより推進していく必要があることから、安全衛生委員会での審議や労働者から意見を聴取し、より実効性が上がるよう計画・実施してください。

## 2 荷役作業

### (1) 結果

墜落・転落や機械の転倒や接触への対策は実施できている一方で、滑りやすい場所での耐滑性のある靴の使用、腰部に負担がかかる作業に対する対策に問題が認められる事業場が一定数ありました。

### (2) 解説

転倒災害は特に冬場に多く発生しますので、早めに装備の点検や見直しを行ってください。新たに耐滑性のある靴を導入する際は、労働者の意見を踏まえ作業性をなるべく損なわない物を検討してください。

腰部に負担がかかる作業については「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業方法の改善を検討してください。トラックドライバーの場合は、長時間の運転業務においても腰痛のリスクが高まりますので留意してください。

60歳以上の労働者に対して転倒又は腰痛対策の機器を導入する場合、エイジフレンドリー補助金の対象になる場合があります。